三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字釣ノ口乙二三四の一・乙四七九一・乙四七九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町松谷一〇八九、一〇九四、一〇九五、津野町北川字下大門六五九〇の一、字下谷山一三〇五、五八四五、船戸字宮ノ谷三五六三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松谷一〇八九・一〇九四・一〇九五・字下大門六五九〇の一・字下谷山一三〇五・五八四五・字宮ノ谷三五六三の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町大森字中山一七〇の二、字笹谷一八〇の四、二〇三、三〇四（次の図に示す部分に限る。）、字南川二二六、二二六の一、字東ノ薮二四四の一、二四四の二、二四四の四、二四四の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡東洋町野根字ドヲギリ甲一〇五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ドヲギリ甲一〇五六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小野字西タキバタ四四二の九、字大東四四一、一四〇四、上八川下分字目ノトヲ一〇八八八、一〇八九〇、一〇八九一、一〇九〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西タキバタ四四二の九・字大東四四一・一四〇四・字目ノトヲ一〇八八八・一〇八九〇・一〇八九一・一〇九〇八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町寺村字水ノ元二八四二の一、字カンスノハ二八四四の一、二八四八の一、二八四九の一、二八七三の一、二八七四の一、三八九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水ノ元二八四二の一・字カンスノハ二八四四の一・二八四八の一・二八四九の一・二八七三の一・二八七四の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡本山町上関字アリノ谷甲二六三二・字コホヲ谷甲三〇四一の一・甲三〇四一のロ・甲三〇四二・甲三〇四三・甲三〇四八のロ・甲三〇五二の一・甲三〇五二のロ・甲三〇五四・甲三〇五五・甲三〇五六（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、甲三〇四〇、甲三〇四四の一、甲三〇四四のロ、甲三〇四五、甲三〇四七の一、甲三〇四七のロ、甲三〇四八の一、甲三〇四九、甲三〇五〇、甲三〇五一、甲三〇五七、字アシタニ甲二七一九の一

二　指定の目的　水源のかん養